

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年5月8日(火) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 竹下 精一	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

20番 竹下 精一

午後3時00分 開会

事務局

それでは、ただいまより、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、農業委員会の総会に多くの方のご出席をいただきありがとうございます。

本日の総会は、私たち第24次農業委員にとりまして審議を行う最初の総会でございます。これから3年間、委員の皆様の協力を賜りまして熊本市農業委員会活動を充実したものにし、農地利用最適化推進を一層進めてまいりたいと思います。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議が、主なものとなっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様の協力を

よろしくお願ひ申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には4番の東哲治委員と5番の眞鍋宣孝委員を、書記に事務局の林田比呂主任主事を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請をはじめ追加議案、全11件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願ひします。

事務局 農地班立石といいます。議案の訂正の確認と、あと議案の修正の加入をお願ひいたします。

まず、取り下げがあつておりますので議案別冊の目次のほうをお開きください。こちらの第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちらのほうが4件取り下げになっておりますので、36件が32件になっております。こちらのほうは修正済みかと思つておりますのでご確認ください。なお、伴いまして合計件数が、130件が126件となっております。

続きまして、加入の部分でございます。

22ページになります。第6号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請でございます。1件ございますが、こちらの備考欄のほうに加入をお願ひいたします。貸し借りの「借」です。「借人からの単独申請」ということで文字の加入をよろしくお願ひいたします。

あと数字の訂正等につきまして見え消しでやっておりますので、その分については割愛させていただきたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 はじめに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、34件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願ひいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。よろしくお願いいたします。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区戸島本町にお住まいの畜産農家で、子の妻及び孫への持ち分を贈与される申請です。許可後は飼料用作物を作付けされます。

2番の譲受人は、東区長嶺東三丁目にお住まいの専業農家で、経営拡張のため所有権移転の申請です。許可後は小麦を作付けされます。

3番、4番は関連です。譲受人は東区小山町にお住まいの兼業農家で、経営拡張のため所有権移転の申請です。許可後は甘藷を作付けされます。

以上、1番から4番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

5番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番と6番は関連で、経営拡張のための使用貸借権の設定と、兄へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には露地野菜を作付けされる計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付けされる計画です。

8番と9番は関連で、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。8番の譲受人は水稻を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。9番の譲受人も水稻を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

10番と11番は関連で、経営拡張のための所有権移転と使用貸借権の設定の申請です。申請人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付けされる計画です。

13番と14番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は水稻を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

以上、8件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より5番から14番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

15番 上妻孝市委員

15番委員、上妻です。

15番、16番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番は、耕作の便宜上取得される申請です。譲受人はミカン、水稻をつくられる専業農家で、申請地には露地野菜を作られる予定です。

16番も、耕作の便宜上取得される申請です。譲受人はミカンを作られる専業農家で、申請地には露地野菜を作られる予定です。

以上2件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、15番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

17番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番と18番は関連で、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。17番の譲受人はネギを作付けされており、許可後はネギを作られる計画です。18番の譲受人は水稻とホウレンソウを作付けされており、許可後はホウレンソウを作られる計画です。

19番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付けされており、許可後は水稻を作られる計画です。

20番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を作付けされており、許可後は露地野菜を作付けされる計画です。

21番は、甥への使用貸借権設定の許可申請です。借受人は水稻とタマネギを作付けされており、許可後は水稻とタマネギを作られる計画です。

22番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付けされており、許可後は水稻を作られる計画です。

以上、6件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、17番から22番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

1 4 番 木下三智也委員

1 4 番委員、木下です。

2 3 番から 2 5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 3 番は、兄へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を作付けされており、許可後は露地野菜を作られる計画です。

2 4 番は、一般法人が経営拡張のため賃借権を設定する申請です。譲受人はベビーリーフを作付けされており、許可後はベビーリーフを作られる計画です。

2 5 番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付けされており、許可後は水稻を作付けされる予定です。

以上 3 件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、2 3 番から 2 5 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2 6 番。

2 2 番 木村憲正委員

2 2 番の木村です。

2 6 番から 2 7 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2 6 番は、後継者へ経営移譲のため使用賃借権の再設定をされる申請です。借り人は水稻、麦及び露地野菜を作付けされており、許可後も水稻、麦及び露地野菜を作られる計画です。

2 7 番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び麦を作付けされており、許可後も水稻及び麦を作られる計画です。

以上 2 件、先日の地区委員会におきまして検討しました結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、26番から27番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、28番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

28番から30番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付けされており、許可後は水稻を作られる計画です。

29番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜、栗を作付けされており、許可後は栗を作られる計画です。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、柿、栗を作付けされており、許可後は栗を作られる計画です。

以上、3件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、28番から30番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、31番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

31番から40番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

31番から34番は関連です。譲受人は水稻、花苗、野菜苗を生産する専業農家で、許可後は花苗、野菜苗を作られる予定です。

35番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は

水稻を作付けされる兼業農家で、許可後は露地野菜、果樹を作られる計画です。

36番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、ソバ、麦を生産する兼業農家で、許可後はソバを作られる計画です。

37番から39番は関連です。経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、カボチャ、タケノコを作付けされる専業農家で、許可後は水稻を作られる計画です。

40番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、スイカ、ナス等を作付される兼業農家で、許可後はスイカを作られる計画です。

以上10件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、31番から40番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、41番。

17番 牧野正治委員

17番、牧野です。

41番から43番について、地区委員会での協議状況を報告します。

41番は、経営拡張のための賃貸借による権利設定の申請です。主に水稻を生産する専業農家で、許可後は水稻を作付けする予定でございます。

42番、43番は関連です。申請は経営拡張のための所有権移転による権利移転申請であります。申請人は水稻を生産する兼業農家で、許可後は水稻を作付けされる予定でございます。

以上3件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、41番から43番について地元委員より報告がございま

したが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的）の3件
でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の許
可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

1番と2番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、北区小糸山町字浦田の競売に関する耕作目的での買受適格
証明願です。入札期間は、平成30年5月15日から平成30年5月
22日までです。願出人は水稻、露地野菜を作られる兼業農家で、飼
料作物を作られる予定です。

2番は、北区小糸山町字浦田の競売に関する耕作目的での買受適格
証明願です。願出人はオリーブを栽培される専業農家で、オリーブを
作付けされる予定です。

以上2件、先日の地区委員会において聞き取り調査を行い協議した
結果、農地法第3条の2項の各号に該当しておらず、買受者として適
格であると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、
この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり適格者であることを決定いた
します。
続きまして、3番。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請は、北区植木町豊岡の公売に関する耕作目的での買受適格証明

願いでございます。入札期間は、平成30年7月10日から平成30年7月24日までとなっております。申請人は主にミカンを生産される専業農家で、買い受け後はミカンを作付けされる予定でございます。

以上1件、先日の地区委員会において聞き取り調査を行い協議した結果、農地法第3条2項の各号の不許可要件に該当しておらず、買受者として適格であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合は、農業委員会へ農地法第3条の許可申請が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第3号議案、農地法4条の規定に基づく許可申請、5件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、個人住宅を建てるための一部転用の申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、借家住まいで手狭なため木造平屋建て1棟を計画されており、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農

条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成31年7月1日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要です。集落内開発制度指定区域内にあり、開発景観課と事前協議中です。

2番は、進入路へ一部転用する申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、進入路として一部転用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。しかし、昭和50年代から、市道と申請地と段差があり乗り入れが困難なため、許可を得ずにコンクリート舗装をしてしまったことを反省し、以後このようなことがないようにしますとの始末書が添付されております。転用規模は適正と判断いたしました。被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。現状のまま利用されるため、工事は発生しません。

3番は、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、地震により被災されたため木造平屋建て1棟を建築する計画をされており、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要です。集落内開発制度指定区域内にあり、開発景観課と事前協議中です。

以上、1番から3番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

1番 赤木英雄委員

1 番委員、赤木です。

4 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4 番は、貸し駐車場のための転用許可申請です。農地区分は、市街化の傾向の著しい区域で、上下水道 2 管の通った沿道で、500 m 以内に教育施設、医療施設がある 3 種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積 673 m²に、申請地に隣接するガソリンスタンドの従業員及び、宅地化が進む申請地付近の住民の駐車場 15 台分で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成 30 年 6 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの予定で、許可後、速やかに工事に着手されることを確認しております。

以上 1 件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、4 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5 番。

1 1 番 網田稔委員

1 1 番委員。

5 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5 番は、宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10 ha 以上の一団の農地の区域にある第 1 種農地と判断されます。1 種農地は原則不許可ですが、既存施設の 2 分の 1 を超えない宅地拡張であり、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、今回の申請地は、申請者が住宅建築の際、所有の隣接農地に越境して倉庫を建築したもので、隣接地の既存敷地 500 m²の拡張として今回申請されたもので、申請人より経緯及び反省している旨の始末書の提出がなされています。

以上 1 件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、32件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番、2番は関連で、親と子供夫婦間で使用貸借権を設定し、個人住宅を建築するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して転用される場合の例外規定に該当すると思われまます。土地利用計画は、鉄骨造り2階建て1棟を計画されており、転用面積は適当と判断されます。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年9月10日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域にあり、開発景観課と事前協議中です。

3番は、農畜産物販売業を営む法人が、賃借権を設定し従業員駐車場に転用する申請です。農地区分は、市街地に隣接した10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。現在借りている駐車場が更新できないため、駐車場確保のための転用申請です。土地利用計画は、駐車スペースとして従業員用51台、営業車9台分を計画されており、転用規模としては適当と判断しました。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年10月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番から3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、1番から3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

4番から6番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番、5番は関連で、不動産を営む法人が、所有権移転をし、建売住宅を建築するための転用申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅2棟を計画されており、転用面積は適当と判断されます。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成31年12月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可が必要です。集落内開発制度指定区域内にあり、開発景観課と事前協議済みです。

6番は、宗教法人が寄付を受け、墓地として取得するための転用申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、既存墓地の隣接に拡張されるもので、墓地377基分を通路と駐車場を計画されており、転用面積は適当と判断されます。しかし、申請地に許可を得ず被災した墓石を預かり置いていたことを、お詫びしますとの顛末書を提出されています。資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年9月末日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。他法令で墓地等経営許可は必要ですが、生活衛生課と打ち合わせ中とのこと。

以上、4番から6番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、4番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

7番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、農産物集荷場及び駐車場建設のために、父から息子への使用貸借による転用申請です。農地区分は、10ha未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断しました。土地利用計画は、登記面積814㎡のうち144.5㎡を、農産物集荷場及び駐車場建設として計画されており、転用面積としては妥当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事計画は、平成30年5月15日から平成30年6月14日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、採石場を営む法人が、農地を所有権移転し採石置場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の、既存施設の拡張で既存面積の2分の1を超えないものに該当すると判断しました。土地利用計画は、施設全体面積1,001㎡で、今回の申請面積が499㎡の採石置場の設備で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は、平成30年6月15日から平成30年8月15日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

9番は、共同住宅建設のために兄から弟への所有権移転による転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の

農地で、第1種農地と判断しました。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建設されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、転用面積370㎡に共同住宅1棟2階建て、建築面積130.13㎡の建築で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、開発景観課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は、平成30年6月1日から平成31年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、7番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

15番 上妻孝市委員

15番委員、上妻です。

10番、11番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、農家住宅への転用申請で、祖父より使用貸借されるものです。さきの熊本地震により既存の住宅が重大な被害を受けたため、隣接する申請地に急遽住宅を建設されましたが、無断転用と判明し、今回その是正のために申請されたものです。農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地であり第2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅1棟、木造平屋建て104.34㎡の建設です。既に転用済みであり資金の必要はなく、排水計画、隣接同意、被害防除については問題はなく、無断転用に至った顛末書が提出されております。

11番は、個人住宅への転用申請で、所有権移転されるものです。申請者は現在、奥様の実家に同居されており、子供の成長を考え実家

に隣接した申請地を選定されました。農地区分は、中山間地の広がり
のない小集団の農地であり第2種農地と判断されます。土地利用計画
は、木造平屋建て個人住宅122㎡を建設されるものです。資金計画、
排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、
平成30年5月中旬より翌年の3月末までを予定しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地
の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについ
ても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしま
した。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、10番から11番について地元委員より報告がございま
したが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、12番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

12番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

12番は、所有権移転による駐車場のための転用許可申請です。農
地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農
地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、他地目480㎡と
合わせた1,857㎡に、隣接する総合病院の職員駐車場63台分の
計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、
被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年6月1日から
平成30年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されるこ
とを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したとこ
ろ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可の基準を満たして
いるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひいたしま
す。

議 長 　　ただいま、12番について地元委員より報告がございましたが、こ
の件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、13番。

22番 木村憲正委員

22番の木村です。

13番につきましては、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、親子間の使用貸借による設定で、農家住宅を建設する転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断されます。土地利用計画は、農家住宅1棟で妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年5月30日から平成30年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

11番 網田稔委員

11番委員。

14番から25番につきましては、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、親子間にて使用貸借権を設定し通路へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地

利用計画は、申請人の自宅への通路として利用される計画で、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。現況は既に通路として利用されており、深く反省されている旨の始末書の提出がなされております。

15番は、義父と子により使用貸借権を設定し店舗へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地は国道から近く、貸し人となる義父所有の農地の一部156.35㎡と、他地目46.24㎡と合わせた総事業面積202.59㎡に、パンの加工・販売店舗1棟、建築面積101.08㎡を建築する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、許可日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

16番は、義父と子により使用貸借権を設定し通路へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地は国道266号から近く、貸し人となる義父所有の農地の一部23.81㎡を通路として、また、他地目となる既存住宅部分365.65㎡を合わせた総事業面積389.46㎡で、新たに開発許可申請を行う計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、許可日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

17番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅8棟、敷地内通路などを整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、平成33年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

18番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するも

のに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積58.20㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。工事計画は平成31年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

19番は、所有権移転による貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、貸駐車場9台分を整備し利用する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

20番から23番は取り下げです。

24番、25番は関連で、賃貸借権設定による工所用現場事務所への一時転用の許可申請です。農地区分は、農用地域内の農地で、農用地域内の農地は原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、賃借予定の法人は、近隣にて市発注の大規模造成地活動崩落防止事業を請け負っており、その工事のため工所用現場事務所が必要であるため、仮設現場事務所1棟、建築面積26.76㎡に、駐車場6台、資材置場などを整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。一時転用期間は、平成30年5月30日から平成31年2月28日までの予定で、一時転用終了後は農地に戻す旨の確認をしています。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、14番から19番、20番から23番は取り下げでございまして、24番、25番についてご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、26番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

26番、27番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、譲受人が使用貸借権を設定して個人住宅を建築するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団で生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討もなされています。土地利用計画は、木造2階建個人住宅1棟の計画で、転用面積としては適当と思われます。雨水は地下浸透させる計画です。隣接農地とは調整が済みであり、周辺農地への被害防除等問題ないものと思われます。事業計画書、資金証明等、必要書類も添付されています。工期は平成31年2月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しています。集落内開発計画区域で開発許可が必要ですが、開発景観課との事前協議提出済みです。

27番は、譲受人が賃借権を設定し、駐車場を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積2分の1を超えないもので、不許可の例外に該当します。土地利用計画は駐車場23台分で、転用面積としては適当と思われます。雨水は地下浸透と浸透柵を設置し、オーバー分は道路側溝へ接続される計画です。隣接農地とは調整が済みであり、周辺農地への被害防除等問題ないものと思われます。資金証明等、必要書類も添付されています。工期は許可後から平成30年11月20日までを計画されており、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議、検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、26番、27番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、28番。

6番 谷口憲治委員

6番委員、谷口でございます。

28番から36番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、使用貸借による農家住宅建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha以上規模の集団の生産性の高い高性能農業機械による営農に適した農地で、甲種農地と判断されます。申請人は祖父母、兄家族と住んでいましたが、大家族で、子供たちが成長し手狭になったことから、実家近くに建設用地を父より借り受け、分家住宅を建設することになったとのことでございます。土地利用計画は、木造平屋建て1棟を建設予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。代替地の検討もなされております。事業計画、資金証明、排水同意等も揃っており、工事期間は、許可後から平成30年10月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

29番は、所有権移転による農業施設、選果場建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。申請人は主にスイカ、メロンを生産する専業農家ですが、熊本地震の影響で自宅近くの集荷・選果場が使用できなくなり、道路も狭隘で使いにくかったことから、大型のトラックなどで出入りが出来る本箇所に建設し、効率的に作業をしたいとして申請されました。土地利用計画は、鉄骨平屋250㎡の選果場1棟と駐車場、旋回場など、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。代替地検討もなされております。事業計画、資金証明、排水同意等も揃っており、工事期間は、許可後から平成30年12月20日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番から32番は関連でございます。申請は、所有権移転による資材置き場建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。申請人は建築施工、建物解体、土木建築請負、産業廃棄物リサイクル等を行っていますが、自己の事業に伴う資材置き場が必要なことから計画したもので、申請地は幹線道路から近く交通の利便性がよく、資材

の積み下ろしに適し、かつ、木材等の長い資材の置き場としても適当なことから、この土地を選定したとのことでございます。土地利用計画は、木材、建築資材、屋根材の置き場と、法面や作業通路などで、転用面積としては適当な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等についても心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、許可後から平成30年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

33番から36番は関連でございます。申請は、所有権移転による建売住宅と通路・防火水槽等建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。申請地は市街地や幹線道路から近く、交通の利便性がよく、区役所や病院・小学校にも近いことから将来性があり、また、住宅と山林に挟まれた狭小の農地で、高齢化で耕作も困難な状況であることから、地権者の要望などもあり計画したとのことでございます。土地利用計画は、建売住宅と駐車スペース等5区画と、防火水槽と道路を設置予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。代替地検討もなされております。事業計画、資金証明、排水同意等も揃っており、工事期間は、許可後から平成30年12月31日までを予定されております。許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可協議中で、集落内開発制度指定区域内でございます。

以上9件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、28番から36番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。また、30番から32番については、3,000㎡を超えていますので、申請どおり農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案、競売買受適格証明願（転用目的）の5件でございます。この願い出につきましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

1番から5番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番について、農地区分は10ha未満の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。北区小糸山町字浦田の競売に関する転用目的での買受適格証明願です。入札期間は平成30年5月15日から平成30年5月22日までです。願出人は建築業で植林及び木材の売買・伐採搬出等を営んでおります。事業計画は、杉の苗木450本を用材として植林し、山林へ転用される計画です。

2番について、北区小糸山町字浦田の競売に関する転用目的での買受適格証明願です。願出人は、先の熊本地震で仕事が増加し資材置場等が不足し、近傍の妥当な土地を探していたところ、当該申請地が競売になっていることを知り、今回の申請となりました。事業計画は、資材置場及び駐車場へ転用される計画です。

3番について、北区明徳町字向強戸の競売に関する転用目的での買受適格証明願です。願出人は、熊本地震に伴い工事業の需要に対する供給が不足となり、申請地を北区方面の資材供給の拠点とするため、今回の申請となりました。事業計画は、資材置場へ転用される計画です。

4番について、北区明徳町字向強戸の競売に関する転用目的での買受適格証明願です。願出人は建築業で植林及び木材の売買・伐採搬出等を営んでおります。事業計画は、杉の苗木50本を用材として植林し、山林へ転用される計画です。

5番について、北区明徳町字向強戸の競売に関する転用目的での買受適格証明願です。願出人は、先の熊本地震で仕事が増加し資材置場等が不足し、近傍の妥当な土地を探していたところ、当該申請地が競売になっていることを知り、今回の申請となりました。事業計画は、資材置場及び駐車場へ転用される計画です。

以上5件、先日の地区委員会において聞き取り調査を行い、事業計画、資金計画など問題ないことを確認しております。以上、協議した結果、買受者として適格であると判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、1番から5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であると決定いたします。

なお、願出人が最高価格買受申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第5条の許可申請書が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第6号議案、農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

1番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農地法第18条第1項の規定による許可申請です。本案件は、賃貸借契約の解約の申請です。双方からの合意解約ではなく賃借人からの一方解約の申請となっています。申請理由は、賃借人の健康面に不安があり、営農の負担軽減を図るよう医師より診断されたため、賃貸借の解約を行うもので、今回の申請に至ったものです。申請人によりますと、当該農地は、貸人と平成23年8月1日から平成33年7月31日までの10年間の賃貸借契約を結ばれ、露地野菜を耕作されてきました。解約協議については、平成29年10月頃、契約の解除を、貸人とその子供さんの一人と相談を行っている中、所有者である貸人が亡くなられ、引き続き解約の協議を行うべく、貸人の子供さんの一人と改めて解約協議を申し入れたが、相続の放棄をしたということで協議・協力が得られなくなったため、賃借人としては、他の相続人の存在を調べる方法が見出せず、相談があったものです。貸人の子供の一人に、合意解約に向けたご協力をお願いしたところですが、相続の放棄をしたということでした。また、その他の相続権を持つ方への連絡等を依頼したところ、音信不通とのことから協力が得られま

せんでした。

このことから、農地法第18条第2項第6号に掲げる「その他正当の事由がある場合」に該当するものと判断され、一方解約により本賃貸借を終了させることが妥当であると、協議結果に至りました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第7号議案及び第8号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、第8号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（2号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細24ページの1番から3番までの合計3件で、1番から3番まで公社による買い取りです。面積は、3件合わせまして、田3,622㎡、畑4,100㎡の、合計7,722㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細25ページの4番から33ページの24番までで、貸手21名、借手17名の件数21件です。契約期間別では、6年未満が7件、10年以上が14件で、面積は21件合わせまして、田5万7,564㎡、畑1万6,737㎡の、合計7万4,301㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は畑作物、水稻、飼料作物、麦、露地野菜、施設野菜、工芸作物です。

次に、再設定分です。明細33ページの25番と26番で、貸手2名、借手2名の件数2件です。契約期間別では、6年未満が1件、10年以上が1件で、面積は2件合わせまして、田3,944㎡、畑6,947㎡の、合計1万891㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は飼料作物、果樹です。

続きまして、第8号議案です。

35ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細36ページの1番から41ページの10番までで、貸手10名の件数10件です。契約期間別では、6年未満が5件、10年以上が5件で、面積は10件合わせまして、田2万8,289㎡、畑1万1,536㎡の合計3万9,825㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第7号議案及び第8号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第9号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願でございます。

　　1番、お願いします。

7番 橋本春利委員

　　7番委員、橋本です。

　　1番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

　　1番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願出人の対象農地13筆について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
- 事務局 次に、追加議案1、熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規定についてです。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局 熊本市農業委員会の事務局規程の一部を改正する規定についてご説明をいたします。
- お配りしておりますこちらの資料をごらんいただきたいと思います。こちらは事務局規程の一部を改正するものです。改正理由としましては、熊本市事務決裁に関する訓令の改正に伴い、熊本市農業委員会事務局規程の所要の改正を行うものでございます。
- この資料を1枚めくっていただきたいと思います。こちらに改正内容がよくわかりますように、現行と改正後の対照表をつけております。第6条第2項の専決事項を改正するものでございます。現在は事務局長の専決事項として1号で職員の任免などがうたってあります。2号で副事務局長などの旅行命令に関することがうたってあります。このように1号と2号がございしますが、2号の旅行命令が副事務局長の専決事項となりましたため、この2号を削除して、1号を第6条第2項に含めるものでございます。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたします。
- 事務局 続きまして、追加議案2、買入協議を行う旨の通知の要請についてでございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。
- 事務局 買入協議を行う旨の通知の要請についてご説明いたします。
- 1番の所有権移転あっせん申出者は、平成30年4月23日にあっせんを受けたい旨の申し出があり、平成30年4月24日に農地中間

管理機構等を含めた利用調整を行いました。しかし、出し手の提示する額と農地中間管理機構買い取り価格との間で格差があったため、調整は不調に終わりました。

2番の所有権移転あっせん申出者は、平成30年4月23日にあっせんを受けたい旨の申し出があり、平成30年5月2日に農地中間管理機構等を含めた利用調整を行いました。しかし、出し手の提示する額と農地中間管理機構買い取り価格との間で格差があったため、調整は不調に終わりました。

1番、2番ともにあっせん調整の会議が不調に終わったため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により熊本市長に対し、同法第16条第2項の規定による申し出者への通知をするよう要請するものです。

以上、追加議案2についての説明を終わります。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、市長に対する申し出者へ通知を要請するものでございます。この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、要請することに決定いたします。
続きまして、次第5の報告事項です。議案別冊の報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、私のほうでご説明申し上げます。
議案別冊の中ほどから黄色のカラー刷りのページがございます。これからが報告事項ということで1番から10番まで、合計の94件、報告事項として上がっておりますので、件数だけのご報告とさせていただきます。
以上でございます。

議長 次に、その他ですが、本日も何もございません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。お疲れさまでございました。

事務局 待って、報告事項がまだ。

事務局 その他でいいです。その他で。

議 長 なら、その他でお願いします。

事務局 事務局でございます。

 先の役員会のほうで審議をしていただいた案件が2つほどございましたものですから、この場を借りてご報告したいと思います。

 熊本市農業委員会の運営に関する規定で、昨年度までは専門委員会を設けておりまして、今回新しい組織になりましたものから、その専門委員会を、今回ないところからスタートしているんですが、役員会で協議していただきまして、3つの専門委員会を立ち上げたいということでした。

 1つは農地利用最適化推進専門委員会、もう一つは農業振興専門委員会、それと農業新聞購読促進及び農業者年金加入推進専門委員会という3つの委員会を立ち上げたい旨のご協議をさせていただいて、役員会ではおおむね了承を得ましたものから、次の総会では議案としてご審議していただこうと思っております。よろしくお祈りを申し上げます。

事務局 すみません、あと1つ、先ほど行われました役員会でのご承認の項目をお知らせいたします。

 皆様方のお手元に農業委員会総会議案の別冊の資料がございます。実は熊本市の農業委員会の申請等の締め切りが毎月20日でございます。システムに入力したり、事務局職員の中で議案の検討会を開いたり、その後、各地区の地区委員会で現地調査もしくは審議、申請人からいろいろお話を聞いたり調査をしていただくということで、毎月大体8日に農業委員会の役員会、総会にかけるという形になっておりまして、この議案書作成に至るまでのこういった流れがありますが、各地区の地区委員会が行われるのが、9つ地区がございまして、遅いところは翌月の初めにかかってしまうというところでございます。

 それともう一つ、この議案の中に農用地利用集積計画がございまして、事務局で各区で出てきたものをチェックいたしまして、その後、市長事務部局の農業政策課にその申請書をお出しして、そこでまた再度チェックをしていただくということで、どうしても翌月の3日、4日まで時間がかかるということです。その間、内容の訂正なり修正なりが指摘されることが多々あるということでした。今の流れからしますと、この別冊の完成品を皆様方のお手元に事前に郵送する

のが、不完全な形でしかできないということで、それではどうかということでご審議いただきましたところ、総会当日にこの別冊の成果品はお配りするということでご了承いただきましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

議長 以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上をもちまして、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。
皆さん、お疲れさまでした。

閉会 午後4時22分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年5月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 東 哲治

署名委員 眞鍋 宣孝

書 記 林田 比呂